

九州大学大学院総合理工学研究院電子顕微鏡使用規程

平成26年度九大規程第61号
制 定：平成26年10月30日
最終改正：令和2年8月19日
(令和2年度九大規程第21号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院総合理工学研究院（以下「総合理工学研究院」という。）に設置する電子顕微鏡の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 電子顕微鏡の使用を希望する者は、所定の申込書により総合理工学研究院長が指名する電子顕微鏡管理者に申請し、その許可を得なければならない。

(使用者の義務)

第3条 電子顕微鏡の使用者（以下「使用者」という。）は、電子顕微鏡管理者の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって電子顕微鏡を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 使用者が、その責めに帰すべき事由により、電子顕微鏡及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、総合理工学研究院長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、電子顕微鏡の使用に関し必要な事項は、総合理工学研究院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第79号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第59号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第86号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第21号）

この規程は、令和2年8月20日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

設備等名	使用料（下記の使用時間区分1枠あたり）	
	10:00～14:00 14:30～18:30 19:00～23:00	
	本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合
電界放出型走査透過電子顕微鏡	8,000円	16,000円
三次元透過電子顕微鏡	11,000円	28,000円
三次元走査電子顕微鏡	9,100円	18,000円
デュアルビーム微細加工電子顕微鏡	8,900円	17,000円